

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 青少年に有害な図書類の指定
- 土地改良区の役員の内任
- 土地改良区の役員の内任(二件)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)
- 林業改善資金貸付基準の一部改正
- 入会林野整備計画の認可
- 保安林の指定の解除予定(三件)
- 遊技機の型式の認定
- ◇公安告示 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催
- ◇公 告 鳥取県職員採用上級試験の実施

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の項に次のように加える。

| | | |
|----------------------------------|--------------------------------|------|
| 5 特認間伐施設資金 | 丸棒削機を設置する場合 | 五年以内 |
| 丸棒削機、ほぞ加工機、切断機又は集塵施設を設置するのに必要な資金 | にあつては、一セットにつき千四百四十万円 | |
| | ほぞ加工機を設置する場合にあつては、一セットにつき百九十万円 | |
| | 切断機を設置する場合にあつては、一合につき七十万円 | |
| | 集塵施設を設置する場合にあつては、一セットにつき三百二十万円 | |

様式第二号の裏面の第一条第三号中「(間伐材高度利用施設資金のみに限る。)」を「(間伐材高度利用施設資金又は特認間伐施設資金に限る。)」とする。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百九十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

| 指定番号 | 種 別 | 図 書 | | 発行記号等 | 類 別 | 表示された発行所名 |
|------|---------------|----------------------------|--------------------|--------|-----|-----------|
| | | 題 号 | 種 号 | | | |
| 1914 | 雑誌その他 の刊行物 | エロスファンカス SEXしない？SEXしたい！ | | E7-1-E | | ㈱アップル社 |
| 1915 | " | エロス・アップ 歴ロバツクリ | VOL.102 朝までやりてエ | E7-1-E | | アップル社 |
| 1916 | " | 投稿写真集 愛麗性露集 | | F7-1-3 | | ㈱アップル社 |
| 1917 | " | 童夢 | | F7-1-7 | | ㈱アップル社 |
| 1918 | " | セクシーボトム OH/MAMMO | | S7-1-E | | アップル社 |

| | | | | | | |
|------|---|----------------------------|--|---------------------|--|----------|
| 1919 | " | フインガープレス 複起きの一発射精 | | F7-1-E | | アリス出版 |
| 1920 | " | D・CUP COCK SUCKERS | | A-2-E | | アリス出版 |
| 1921 | " | 花肉いちくり 美少女調教 | | F7-1-2 | | Do企画 |
| 1922 | " | GALSOFT 最高級美少女 快感増ラフナイア | | G6-1-E | | Do企画 |
| 1923 | " | スクリーン 週刊写真 | | S7-1-E | | トライビジョン |
| 1924 | " | 夜はぶっ飛ばせ！！ | | F7-1-4 | | Baby's |
| 1925 | " | 恋のハートパワ－ | | F7-1-5 | | Baby's |
| 1926 | " | ベビース No.3 ユミのヤツサーズ天国！！ | | F7-1-6 | | Baby's |
| 1927 | " | ベナナ VOL.2 青春とゆー名の雑誌 | | F7-1-1 | | なし |
| 1928 | " | ピデオス克蘭ソナル ホテトル女子大生 | | V7-1-E | | なし |
| 1929 | " | ザ・ギヤング 2月号 | | 雑誌 0418 3-2 | | 株式会社サン出版 |
| 1930 | " | 月刊スーパー・ジャック 2月号 | | 雑誌 1546 9-2 | | 株式会社新和出版 |
| 1931 | " | Mondai SHASHIN 6月号 | | 雑誌 7118 7-6 | | 松文館 |
| 1932 | " | RORO 6月号 | | 雑誌 0973 7-6 | | 辰巳出版株式会社 |
| 1933 | " | 少女顔色変化 | | 雑誌 7-15 7-15 | | 辰巳出版 |
| 1934 | " | 漫画ピラニア 6月号 | | 雑誌 7183 4-1-5 | | 辰巳出版株式会社 |

| | | | | |
|------|---|--------------|--------------------|----------|
| 1935 | " | 漫画スロソング 6月号 | 雑誌 0369 3-6 | 徳空倉出版社 |
| 1936 | " | 漫画コゾラ 6月号 | 雑誌 0865 1-6 | 徳空倉出版社 |
| 1937 | " | 漫画ユーホピア 6月号 | 雑誌 0893 7-6 | 徳空倉出版社 |
| 1938 | " | コミックひろこ 6月号 | 雑誌 1388 83-6 | 徳空倉出版社 |
| 1939 | " | 漫画ハーレム 6月号 | 雑誌 0866 1-6 | 徳セゾン新社 |
| 1940 | " | 漫画ラフ&ラフ 6月号 | 雑誌 0916 49-6 | 徳セゾン新社 |
| 1941 | " | 漫画ブライザ 6月号 | 雑誌 078 13-6 | 株式会社蒼竜社 |
| 1942 | " | 漫画ラフトマニア 6月号 | 雑誌 183 93-6 | 株式会社蒼竜社 |
| 1943 | " | ああ、快楽! | 雑誌 0362 2-6 | 株式会社大洋書房 |
| 1944 | " | 官能劇画 6月号 | 雑誌 0252 7-6 | 徳みのり書房 |
| 1945 | " | ロリコン天使 | 不明 | 徳みのり書房 |
| 1946 | " | 人妻・桃色あそび | 雑誌 0339 4-6 | リオン出版 |
| 1947 | " | 劇画大官能 6月号 | 雑誌 1367 7-6 | リオン出版 |
| 1948 | " | 未亡人・悶える! | 雑誌 0865 4-6 | リオン出版 |

鳥取県告示第六百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

| | | |
|----|---------|---------------|
| 理事 | 佐々木 昌弘 | 東伯郡東郷町大字野方一七六 |
| " | 藤 井 嘉文 | 大字川上八四四一二 |
| " | 森 田 嘉彦 | 八二三一 |
| " | 森 田 和史 | 八五一 |
| " | 森 田 久好 | 七二九一 |
| " | 森 田 輝寿 | 九六〇 |
| " | 森 田 照雄 | 八二七 |
| " | 佐々木 輝文 | 大字野方一八六 |
| " | 高 塚 敏勝 | 大字藤津二一三二三 |
| " | 佐々木 克己 | 大字野方一八七 |
| " | 遠 藤 寛美 | 大字藤津八一九 |
| " | 遠 藤 美登里 | 四一三一 |
| " | 山 崎 昌人 | 大字高辻二一六 |
| " | 森 田 昭子 | 大字川上八二五 |
| " | 秋 房 悦雄 | 大字松崎四九八 |
| " | 清 水 忠武 | 大字川上一七五 |
| " | 本 庄 忠雄 | 大字藤津二一四一二 |

監事

森田 守
 大字川上九四二―三
 昭和六十年三月二十七日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|-----------|---------------|
| 理事 | 佐々木 昌 弘 | 東伯郡東郷町大字野方一七六 |
| " | 藤 井 嘉 文 | 大字川上八四四―二 |
| " | 森 田 嘉 彦 | 八二三―一 |
| " | 森 田 和 史 | 八五一 |
| " | 森 田 久 好 | 七二九―一 |
| " | 森 田 輝 寿 | 九六〇 |
| " | 森 田 照 雄 | 八二七 |
| " | 佐々木 輝 文 | 大字野方一八六 |
| " | 高 塚 敏 勝 | 大字藤津二一三―三 |
| " | 佐々木 克 己 | 大字野方一八七 |
| " | 遠 藤 寛 美 | 大字藤津八一九 |
| " | 遠 藤 美 登 里 | 四一三―一 |

就任した役員の氏名及び住所

| | |
|-----------|---------------|
| 山崎 昌人 | 大字高辻二一六 |
| 森田 昭子 | 大字川上八二五 |
| 秋房 悦雄 | 大字松崎四九八 |
| 清水 武 | 大字川上一七五 |
| 本庄 忠雄 | 大字藤津二一四―二 |
| 森田 守 | 大字川上九四二―三 |
| 佐々木 昌 弘 | 東伯郡東郷町大字野方一七六 |
| 藤 井 嘉 文 | 大字川上八四四―二 |
| 森 田 嘉 彦 | 八二三―一 |
| 森 田 和 史 | 八五一 |
| 森 田 久 好 | 七二九―一 |
| 松 井 猛 彦 | 九五七 |
| 藤 田 文 章 | 大字中興寺三二二―一 |
| 清 水 武 | 大字川上一七五 |
| 森 反 健 次 | 九六三 |
| 森 反 雪 雄 | 八五六―五 |
| 森 田 茂 幸 | 九八二 |
| 川 本 ひ さ 子 | 大字田畑二七二 |
| 森 本 仲 男 | 大字松崎四五八 |
| 本 庄 忠 雄 | 大字藤津二一四―二 |
| 宮 本 昇 | 大字松崎六〇―一 |

昭和六十年五月二十六日退任

監事 山本利博 " 三朝町大字大瀬六五七―八

" 森田照雄 " 東郷町大字川上八二七

" 森田昭子 " 八二五

昭和六十年五月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第六百二二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷本正和 東伯郡北条町大字曲三一七

" 松本 秋 " 大字江北六一一

" 岸田 喜代治 " 大字土下一九六

" 生田 貢 " 大字江北五四三

" 岡野 政則 " 一七〇二

" 淀瀬 博行 " 二〇九二

" 石賀 十七一 " 大字下神七三六一

" 笠見 博視 " 大字松神七一五

" 井上 定義 " 大字田井三三四

" 田中 喜八郎 " 大字曲五七一

" 榊田 一成 " 大字江北二四六二

" 日置 栄 " 大字島六三四

" 井上好長 " 大字国坂五四四

" 磯江 茂 " 大字北尾四六〇

" 岩本 壽太郎 " 大字弓原六一三

" 野田 久良 " 大字土下一九二

" 田熊 偉雄 " 大字米里三一三

" 玉井 克典 " 大字国坂二〇六一四

" 中口 春利 " 一五五九

" 田中 泰昌 " 大字弓原三八三

" 吉田 富士雄 " 大字西園一四四

" 大西 義信 " 大字東園四〇三

" 岡崎 勲 " 大字六尾一七四

" 茂藤 彰壽 " 大字原八二三

監事 引田 鐵一 " 北条町大字江北九一

" 田熊 康祐 " 大字米里三〇六

" 砂川 範彦 " 大字東園四〇六

昭和六十年四月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 谷本正和 東伯郡北条町大字曲三一七

" 松本 秋 " 大字江北六一一

" 岸田 喜代治 " 大字土下一九六

" 坂本 武夫 " 大字曲五三八

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五号

赤碓町が行う土地改良事業（ため池等整備事業官堤地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六号

赤碓町が行う土地改良事業（ため池等整備事業西谷堤地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表に次のように加える。

| | | | |
|------------------------|--|-------------|--------------------------------|
| <p>五 特認間伐 施設資金</p> | <p>1 丸樺削機を設置するの必要な費用 2 ほぞ加工機を設置するの必要な費用 3 切断機を設置するの必要な費用 4 集塵施設を設置するの必要な費用</p> | <p>四と同じ</p> | <p>五月、八六月、九月又は十月又は十一月又は十二月</p> |
|------------------------|--|-------------|--------------------------------|

鳥取県告示第六百八号

八頭郡用瀬町大字鷹狩二四二一一〇杉森入会林野整備組合組合長伊田泰

治から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字福原字双ヶ滝上平四九二の三（国有林）、四九一の一・四九三の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字ホウメイ七〇二の二

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字ヒル途五六四の一・五六五(以上二筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

三 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字ヒル途五六二の一・五六二の二・五六三
の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町
役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字滑鉄山所一七三九の四(次の図に示す部分に限

る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国定公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

| 遊技機の種類 | 型 式 | 製 造 業 者 名 |
|---------|---------------|------------|
| ぱちんこ遊技機 | フラッシュユニ〇 | 株式会社大同 |
| | ニュークラウン／パートII | マルホン工業株式会社 |
| | アイドルセブンβ | 株式会社大一商会 |

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和60年5月28日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

| 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|---------------------------------------|--|----------------------------------|
| 初心者講習 | 昭和60年6月26日 午前10時30分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議事棟別館 1階第12会議室 | 岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者 |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 経 験 者 講 習 | 昭和60年6月18日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議別館 1階第12会議室 | 岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉 の各警察署の管内に 居住する者 |
| | 昭和60年7月3日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会 議室 | 倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住す る者 |
| | 昭和60年7月12日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会 議室 | 米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者 |

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和60年5月28日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和60年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

| 試験の区分 | 採用予定者数 |
|-------|--------|
| 行政 | 約 15 名 |
| 土木 | 若干名 |
| 化学 | 若干名 |
| 農業土木 | 若干名 |
| 農業 | 若干名 |
| 畜産 | 若干名 |
| 林業 | 若干名 |

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合があります。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表6等級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 107,500 円のはか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

| 試験の区分 | 受 験 資 格 |
|-------|--|
| 行政 | 昭和31年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者 |
| 土木 | 昭和31年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者 で、農業改良助長法（昭和28年法律第165号）第14条の3 に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和61 年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの |
| 化学 | |
| 農業土木 | |
| 農業 | 昭和31年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者 で、農業改良助長法（昭和28年法律第165号）第14条の3 に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和61 年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの |
| 畜産 | 昭和31年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者 で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林 業改良指導員の資格を有するもの又は昭和61年3月31日ま でにこの資格を取得する見込みのもの |
| 林業 | 昭和31年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者 で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林 業改良指導員の資格を有するもの又は昭和61年3月31日ま でにこの資格を取得する見込みのもの |

6 第1次試験

- (1) 試験科目
 教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。
- (2) 試験の期日
 昭和60年7月21日（日）
- (3) 試験の場所
 鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
 米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校
- (4) 第1次試験合格者の発表
 昭和60年9月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
 なお、合格者には、書面で通知する。
- 7 第2次試験
- (1) 試験科目
 論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。
- (2) 試験の期日及び場所（人物調査を除く。）
 昭和60年10月上旬に鳥取市において行う。
- 8 最終合格者の発表
 昭和60年10月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
 なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

- (1) 受験申込用紙の交付
 受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。
- (2) 受験の申込み
 受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
 なお、申込みできる「試験の区分」は一つに限る。
- (3) 申込受付期間及び申込受付時間
 ア 申込受付期間
 昭和60年6月3日（月）から同月15日（土）まで。
 なお、郵送による申込みは、昭和60年6月15日（土）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 イ 申込受付時間
 9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。
- 11 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験 (多枝選択式及び記述式) 出題分野一覧表

| 試験の区分 | 出 題 分 野 |
|---------|--|
| 行 政 | 政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学。 |
| 土 木 | 数学・物理、应用力学、水理学、土質工学、材料学、土木施工、都市計画、測量、河川、道路、交通、港湾、上水道 |
| 化 学 | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学 |
| 農 業 土 木 | 数学、应用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、農業機械、農学一般 |
| 農 業 | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般 |
| 畜 産 | 家畜育種学・家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、飼料学、農業経営一般、畜産物利用学、家畜衛生学 |
| 林 業 | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学 |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】